

新型コロナウイルス感染症対策指針

宮崎県社会人バスケットボール連盟

行動指針

これは安心安全にリーグ戦を開催するための指針となります。

連盟として自治体の指針や基準・目安を基に新型コロナウイルスの感染症拡大防止に努めて参ります。感染症対策において、一人ひとりそしてチームが意識的に取り組んでいくことが最重要となります。皆さんご協力をお願いいたします。

はじめに

1. 感染症対策指針のコンセプト

- ・新型コロナウイルス感染拡大を受け、リーグ戦を安全に実施するための運営に関する指針を規定します。
- ・リーグ戦実施に際しては、自治体の判断・指示に従うこととし、あらかじめ了解を得たうえで実施します。

2. 本指針の目的

- ・新型コロナウイルス感染症への感染、及び感染拡大を最大限防ぎながらリーグ戦を行うこととします。
- ・その際、感染リスクを下げるために関係者が順守すべき基準を示しています。
- ・感染が生じてしまった場合の適切な処置について示しています。

3. 本指針の適用範囲

- ① 選手・チームスタッフを含めたチーム
- ② 運営スタッフ
- ③ 審判・TOを含めたオフィシャルクルー

※ リーグ戦において無観客（家族を含める）にて開催します。

4. リーグ戦 参加に関しての基準

- ① 陽性者と特定された場合。
(選手・スタッフ) 保健所の指示に従い隔離し、**隔離終了後リーグ戦参加。**
(チーム) 陽性反応が出た時点から遡って48時間以内に活動がある場合は保健所による濃厚接触者が特定されるまで活動自粛（活動していない場合は活動継続可能）
- ② 濃厚接触者と特定された場合。
(選手・スタッフ) PCR検査を受け**陰性の場合14日間自宅隔離**後リーグ戦参加可能。
陽性の場合隔離。(上記記載)
(チーム) 濃厚接触者が特定されてから遡って48時間以内に活動がある場合は濃厚接触者認定日から2日間活動自粛（活動がない場合は活動可能）
- ③ 同居者が濃厚接触者と特定された場合。
(選手・スタッフ) 同居者のPCR検査の結果が出るまで活動自粛。陰性の場合 参加可能。
(チーム) 該当者が濃厚接触者に特定されなければ制限なし。

【JBAバスケットボール事業・活動実施ガイドライン（手引き）参照】

※詳細はJBAバスケットボール事業・活動実施ガイドライン（手引き）をご覧ください。

リーグ戦関係者（選手・スタッフ・審判・TO）に求められる感染予防

○ 参加者全員の健康管理について

参加者全員に宮崎県社会人バスケットボール連盟の定める「入場者名簿」を記入していただきます。以下の手順でお願いいたします。

- ① チーム代表者はリーグ戦ごとに「入場者名簿」に氏名・区分とリーグ戦当日を含めた7日前からの体温を参加者全員分を記録してください。

※「入場者名簿」に記入されていない方の試合会場の入場は認めません。

- ② チーム代表者はリーグ戦当日、パート代表者に提出してください。
(パート代表者は要請があった場合すぐ提出できるように保管をしてください)
- ③ 会場入りする際には入口にて検温・体調確認を行います。
(37.5度以上の関係者は入場できません)

大会会場での新型コロナウイルス感染予防

会場では以下の点に注意しつつ、感染対策を講じます。

- ① 試合に出ているメンバー以外のマスクの着用徹底。
- ② 試合前後または試合中に握手、ハイタッチ、ハグなどの接触は避ける。
- ③ 試合中 大きな声での応援・アドバイスは避ける。
- ④ 各自で飲み物を用意し回し飲みは避ける。
- ⑤ 試合以外の待機時間は間隔を十分に取り3密を避ける。
- ⑥ 食事をとる場合は (1)換気のいい場所で (2)密集をせず (3)黙食を行う。

1. 手や指などのウイルス対策

- ・こまめな手洗い・アルコール消毒のご協力をお願いします。

2. TOテーブル、ベンチについてのウイルス対策

- ・試合終了後ごとに消毒を行います。

※消毒スプレーや除菌シートについては各チームごとに準備してください。

3. 空気中のウイルス対策

- ・可能な限り常時窓・扉を開放し換気をします。
- ・試合中は試合進行の妨げにならないよう窓を開放し暗幕を閉めます。
(試合間・ハーフタイムにはできるだけ暗幕も開けて換気をします)

4. ベンチ席の配置について

- ・ソーシャルディスタンスを保つためベンチ席は複数列にして間隔を空けて配置します。
- ・ベンチ席では必ずマスクを着用の上、極力大きな声を出さずに応援をお願いいたします。

5. 感染者が生じた場合

- ・コロナに感染もしくは濃厚接触者に認定された場合、対象者はチーム代表者に伝え、チーム代表者は、速やかに連盟に報告すること。(グループラインの活用)
- ・連盟代表者は報告を受付けたのち速やかに自治体への報告、情報の公開及び対策を発表すること。